

指定管理者の指定について

下記の施設について指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年11月24日提出
霧島市長 中 重 真 一

記

- 1 対象施設名 糸走地区共同利用施設
- 2 指定管理者 霧島市隼人町西光寺2407番地
糸走自治会
- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

(提案理由)

公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称、指定管理者となる団体の名称及び指定の期間について、議会の議決を求めるものである。

【指定議案説明資料】

1 糸走地区共同利用施設の概要

- (1) 施設名 糸走地区共同利用施設
- (2) 位置 霧島市隼人町西光寺2407番地
- (3) 建築年度 昭和49年度
- (4) 構造・面積 鉄筋コンクリート造平屋建 延床面積 120.9㎡
- (5) 設置目的 航空機騒音による障害を緩和し、地区住民の福祉の増進を図るため設置
- (6) 年間利用者数 795人（令和元年度実績）
- (7) 年間利用料金 0円（令和元年度実績）

2 指定管理者の概要

- (1) 団体の名称、代表者及び所在
 - 名称 糸走自治会
 - 代表者 糸走自治会長
 - 所在 霧島市隼人町西光寺2407番地
- (2) 組織
 - 設立年月日 昭和29年4月1日
 - 会員数 50世帯

3 指定管理の方法等

- (1) 指定管理の方法 直接指定
- (2) 直接指定をする理由

当該共同利用施設は、地域に根ざした施設であり、当該地域の住民により構成される糸走自治会が管理運営を行うことにより、施設の効用が最大限に発揮されるとともに管理経費の縮減も図られることなどを踏まえ、同自治会が指定管理候補者として適当であると認められたところである。